

どうなる税金

《市 税》

①減免 固定資産税、市民税（県民税）、国民健康保険税、八月三十日以降の納期限のものを減免します。

▽ 固定資産税 一割以上の損害をうけたもの

▽ 市民税（県民税）、国民健康保険税 住宅または家財が三割以上の損害をうけたものについて議会の議決により減免します。

《県 税》

①減税 個人事業税、不動産取得税、自動車税

②納税期限の延長 個人事業税



「ゴミ処理に協力を」

水分の多い残飯や野菜、くだものくずなど台所のゴミは必ずビニール袋に入れていただき、他のゴミに水気のないように心掛けてください。

また、ゴミ容器についてもリング箱のような木箱やコンクリート製のゴミ箱でなく、なるべくポリ容器のものにし、水気の入らないものにしていただくなど、能率のあがるようご協力ください。

紙くずやダンボールなどと一諸にビンなどの危険物が入っていたため収集人がけがをするようなことが起っています。ビン、空カンなどは危険物として別に包装し、なわでしばってください。

集取の場所は、各部落であらかじめ決めた場所に集めてください。

「危険物の回収日」

- 第1 木曜＝後免・野田・長岡
- 第2 木曜＝前浜・日章・岩
- 第3 木曜＝稲生・三和・大篠・十市
- 第4 木曜＝国府・瓶岩・岡豊・久礼田

法人県民・事業税、不動産取得税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、軽油引取税、鉱区税

納入期限が八月三十日から十月三十日までの税目について、申請により十月三十一日まで延期します。

③徴収の猶子 各県税を申請の日から一年以内猶子します。

《国 税》

一、所得税などの減免（直接税）

①雑損控除による場合 災害による損失額が、その年の所得総額の十分の一を越えた金額を所得総額から控除します。この場合、三年間繰り越して控除を受けることができます。また、予定納税額の

ある人は、第二期分を納めるとき減免申請ができます。

②災害減免法による場合 住宅や家財が半分以上の損害を受け、しかもその年の所得が二百万円以下の場合には税金の免除または軽減がされます。所得総額が百万円以下の場合には全額免除、百万円を越え百五十万円以下の場合には半額の軽減、百五十万円を越え二百万円以下の場合には四分の一軽減

③事業用資産の損害額がある場合 ④サラリーマン（給与所得者）の場合 源泉所得税の徴収猶子やことしになって納めた源泉所得税の払い戻しを受けることができます。

⑤相続財産などについては、相続税などが軽減されます。所得税などの国税は納税者の申請で納税の猶子が認められます。納税の期限をのぼす申請をしている人でも猶子ができます。

⑥税務署に提出する税の申告書申請書の提出期間を二カ月間延期します。また、税金を納期内に納めることができないう場合にも二カ月の期限延長が認められます。

「世帯更正 資金の貸付」

災害援護資金として、おもに低所得者を対象に、十五万円までの世帯更正資金の貸し付けを行なっています。

申し込みは、九月三十日まで、市長のり災証明をつけて、市の社

会福祉協議会に申し込めばよいことになっています。

利率は年三分、五年間で償還することになり、償還の方法は、月賦、半年賦、年賦など希望により自由です。

「感電や 漏電を防ごう」

▼ たれさがった電線は非常に危険ですから、絶対にさわられません。道路を通るとき、作業をするときなどには、十分に注意してください。

▼ 屋根、かんばん、アンテナなどの修理や補強のため、高い所で作業するときは、周囲の電線には絶対に触れないようにしてください。

▼ 屋根の配線が浸水や雨もりなどでぬれたときは、引込みスイッチを切ってください。配線がぬれますと漏電のおそれがあります。この場合は、スイッチを切って電気を通さないようにしてください。

▼ ぬれた電気器具を使用しますと感電したり、漏電して器具が焼けることがあります。

▼ 電柱や電線からバチバチ火がでていたり、漏電していると、気づいたら、すぐ四圍電力へご連絡ください。